

児童・生徒向け消費者教育デジタル教材制作業務委託 仕様書

1 業務委託の名称

児童・生徒向け消費者教育デジタル教材制作業務委託

2 趣旨

令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、若年者の消費者被害の増大が懸念されており、被害を未然に防ぐには、成長段階に応じ、早い段階から体系的に消費生活に関する知識を習得していくことが重要である。

また、消費者教育の一翼を担う学校において、1人1台の端末整備が進んでおり、紙媒体だけでなく、デジタル教材の需要が上昇している。

これらのことから、消費生活に関する児童・生徒の理解促進、意識向上を図り、消費者トラブルの未然防止等につなげることを目的として、学校で活用できるデジタル教材及びワークシート、教員向け解説書を作成し、消費生活ポータルサイトに公開する。

3 業務内容

(1) 受託者は、①～③の業務を、(2)～(7)により行うものとする。

- ① アニメーション動画教材の企画・制作
- ② ワークシートの企画・制作
- ③ 教員向け解説書の企画・制作

(2) 企画構成

- ・受託後、下記内容を含む企画書を県に提出すること。
動画：ストーリー、進行台本、キャラクター設定、絵コンテ
ワークシート：文字原稿
解説書：文字原稿
- ・教材の対象は小学生高学年程度とし、動画の長さは8～10分程度を想定すること。
- ・企画書をもとに県と協議の上で内容を決定し、制作に移ること。

(3) アニメーションの作成、動画の編集（MP4形式・ナレーション有）

- ・キャラクターから背景まで全ての作画を受託者にて行うこと。
- ・YouTubeへの掲載に使用するサムネイル用画像ファイルを作成すること。
- ・イラスト等は、児童・生徒が興味を引き付けるような工夫に努めるとともに、見やすく統一感のある描画タッチとすること。
- ・必要に応じて、キャラクター声優及びナレーターを選定し、音声を挿入すること。
- ・必要に応じて、BGM及び効果音等を挿入すること。
- ・イラスト及びBGM等はフリー素材の使用も可とするが、全体の統一性を保つため必要最低限の使用とすること。
- ・上記素材の使用に必要となる一切の手続きについては、受託者が行うこと。

(4) ワークシートの作成 (Word・PDF)

- ・アニメーション教材の内容に対応したワークシートを制作すること。
- ・最大 A3 両面程度とし、適宜イラスト等を挿入するとともに、小学校高学年程度が使用することを想定し、文字数や文字の大きさに配慮すること。
- ・児童・生徒が自分の考えを自由に書き込めるメモ欄等を設けること。

(5) 教員向け解説書の作成 (Word・PDF)

- ・教員向けに授業の進め方や家庭学習での利用方法等を記載すること。

(6) 校正

- ・作成したアニメーション教材及びワークシート、解説書について、県の指示をもとに内容を修正し、完成データとして承認を受けること (アニメーション教材は、最低3回の試写とそれに伴う修正作業を想定すること)。

(7) 成果品への変換作業

(8) その他、アニメーション教材及びワークシート、解説書の制作に必要な一切の業務

※教材の公開及び学校への周知は県で実施する。

4 教材内容の詳細

(1) 教材の作成にあたって求めること

- ・児童・生徒が消費者問題を身近な問題として捉え、自分事として考えるきっかけとなるような工夫や演出が組み込まれていること。
- ・児童・生徒が主体的・対話的に学べるような工夫や演出が組み込まれていること。

(2) 内容の構成

	項目	詳細
1	消費者とは	当事者意識の育成
2	契約とは	契約の基礎知識
3	消費者トラブル事例	消費者トラブル事例とその対処法 ・インターネットトラブル (ゲーム課金トラブル) ・悪質商法 (モデル商法)
4	お金について	支払方法 (キャッシュレス含む)、金銭管理
5	社会に配慮した消費行動	エシカル消費、食品ロスの削減
6	相談窓口の紹介	消費生活相談窓口の紹介 ・岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003 ・消費者ホットライン (局番無し) 188

- ・内容の構成については、上記項目を取り入れること。項目の追加及び詳細内容の変更等については、県と協議の上決定する。

<参考>既存の県作成教材 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/4718.html>

・小学校高学年向け「暮らしの安全ガイドブック」

※小学校高学年程度を対象とした教材

・消費生活相談件数等、消費生活に関するデータは県が提供する。

5 成果物の納品

・受託者は、作成した教材及びワークシート、教員向け解説書の電子データを、令和4年12月22日（木）までに、DVD等により1枚、県に納品すること。

6 納期限

令和4年12月22日（木）

7 納品先

岐阜県環境生活部県民生活課

8 著作権の譲渡等

別添「著作権等取扱特記事項」のとおり

9 業務の適正な実施に関する事項

・業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認めるときは、県と協議のうえ、その一部を委託することができる。

・個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

10 不当介入における通報義務

・妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

・受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

11 その他

・作成にあたっては、他者の著作権を侵害しないよう特に留意すること。

- ・ 事業の内容について疑義を生じた場合、あるいは本仕様書に定めのない事項については、その都度県と協議して決定する。

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 本業務委託仕様書(以下、「仕様書」という。)5に示す成果物(以下「成果物」という。)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)及び同法第21条から第28条までに規定する権利(以下「著作権」という。)は受託者に帰属する。
- 2 成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権(著作者人格権を有しない場合にあつては、著作権)は、提供した者に帰属する。ただし、県又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

- 第2 成果物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に県に譲渡する。
- 2 成果物の作成のために受託者が提供した成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物の著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に県に譲渡する。
- 3 前二項に関し、次のいずれかの者に成果物及び当該成果物に係る原稿、原画、その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を受託者に譲渡させるものとする。
- 一 受託者の従業員
 - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 受託者は、県に対し、成果物及び当該成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材(以下「成果物等」という。)が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 県は、成果物等が著作物に該当する場合において、当該成果物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

- 第4 受託者は、県に対し、成果物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(成果物等の電子データが入った納入物の提供)

- 第5 受託者は、県に対し、成果物等の電子データが入った納入物(仕様書に記載のとおり)を当該成果物の引渡し時に引き渡すものとする。
- 2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。
- 3 第1項の成果物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該成果物の引渡し時に県に移転する。